介護予防・日常生活支援総合事業の令和６年４月改正（案）について

１報酬改正について

①訪問型サービス費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 改正後 | 改正前 |
| 訪問型サービス  【A2】 | 国基準どおり　　　　1,176単位  　　　　　　　　　　2,349単位  　　　　　　　　　　3,727単位 | 国基準どおり　　　　1,176単位  　　　　　　　　　　2,349単位  　　　　　　　　　　3,727単位 |
| 訪問型サービスA【A3】 | 20分以上45分未満　 　179単位  45分以上　　　　　　　220単位  初回加算　　　　　　　200単位  ※地域区分の単位加算 | 20分以上45分未満　　183単位  45分以上　　　　　 　225単位  初回加算　　　　 　200単位 |

②通所型サービス費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 改正後 | 改正前 |
| 通所型サービス  【A6】 | 国基準どおり　 1,798単位  　　　　　　 　3,621単位 | 国基準どおり 　1,672単位  　　　　　　　 3,428単位 |
| 通所型サービスA(3－6時間)【A7】 | 450単位  ※送迎なしの場合は1回あたり47単位減算  ※地域区分の単位加算 | 418単位 |
| 通所型サービスA(3時間)【A7】 | 392単位  ※送迎なしの場合は１回あたり47単位減算  ※地域区分の単位加算 | 364単位 |

③介護予防ケアマネジメント

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 改正後 | 改正前 |
| 介護予防ケアマネジメント | 442単位  ※地域区分の単位加算  ※事業対象者のモニタリングは6か月に1回 | 438単位 |
| 簡易型ケアマネジメント | 332単位 | 329単位 |
| 初回ケアマネジメント | 221単位 | 219単位 |

２　区分支給限度額について

|  |  |
| --- | --- |
| 認定 | 区分支給限度額 |
| 事業対象者 | 3,760単位／月 |
| 要支援１ | 5,032単位／月  （訪問A・通所Aのみ利用の場合は3,760単位）※1 |
| 要支援２ | 10,531単位／月  （訪問A・通所Aのみ利用の場合は6,440単位）※2 |

　※1

　　　　訪問Aを週2回利用すると、220単位×8回＝1,760単位

　　　　訪問Aの初回加算　　　　　　　　　 　　　　200単位

　　　　通所Aを週1回利用すると、450単位×4回＝1,800単位

　　　　　　　　　　　　　　合計　　　 　3,760単位

　　 ※2

　　　　訪問Aを週3回利用すると、220単位×12回＝2,640単位

　　　　訪問Aの初回加算　　　　　　　　　　　　　　200単位

　　　　通所Aを週２回利用すると、450単位× 8回＝3,600単位

　　　　　　　　　　　　　　合計　　 　　　　6,440単位

３　利用回数の上限について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 訪問（回／週） | | 通所（回／週） | |
| 認定 | 現行型訪問サービス | 訪問型  サービスA | 現行型通所サービス | 通所型  サービスA |
| 事業対象者 | 利用不可 | 3 | 利用不可 | 2 |
| 要支援1 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| 要支援2 | 3 | 3 | 2 | 2 |

要支援2の場合、訪問サービスを週に3回、通所サービスを週に2回が利用可能な上限回数とする。これ以上サービスが必要な人は、要介護1以上の身体状況と考えられるため、区分変更申請を検討する。